

鳥取縣會計規則

規則

◇鳥取取規則第九十八号

昭和二年三月鳥取縣令第十四号鳥取縣會計規則の一部を次のように改め昭和二十四年一月一日からこれを施行する。

昭和二十三年十二月二十八日

昭和二十三年十二月二十八日 火曜日
第千九百七十三号

本書ノ大キサハ國定規格▲列5

スル旨ヲ記載シタル支拂通知（第一四号）ヲ縣金庫入交付シ振替拂込ノ手續ヲ爲サシムベシ
昭和二年三月鳥取縣令第十四号鳥取縣會計規則の一部を次のように改め昭和二十四年一月一日からこれを施行する。
昭和二十三年十二月二十八日
鳥取縣知事 西尾愛治
第三十七條 出納長及縣出納員俸給、給料・歳費・年金、恩給諸手当、退職給与金並此等ノ性質ヲ有ズル給与ノ支拂ヲ爲ス場合ニ於テ縣納金、國庫納金所得稅及國家公務員共濟組合法ニヨル組合員ノ掛金ノ引去ヲ要スルトキヘ其ノ引去金額ヲ控除シタル殘額ヲ券面金額トスル支拂通知（第一三号第一四号）ヲ發スベシ
縣納金ハ收支命令者ヲ受取人トシ歳入科田ニ振替ヲ要

スル旨ヲ記載シタル支拂通知（第一四号）ヲ縣金庫入交付シ振替拂込ノ手續ヲ爲サシムベシ
但シ第四十二條ニ定ムル歲出金支拂通知書（第一六号）ハ送付セザルモノトス
（教職員ニアリテハ教職員共濟組合鳥取縣支部長）ヲ庫ニ發シ納付ノ手続ヲ爲サシムベシ
（教職員ニアリテハ教職員共濟組合鳥取縣支部長）ヲ受取人ドシタル送金拂ノ支拂通知（第一四号）ヲ縣金庫ニ發シ納付ノ手續ヲ爲サシムベシ
但シ第四十二條ニ定ムル歲出金支拂通知書（第一六号）ハ送付セザルモノトス

第二項ノ規定ヘ他ノ会計ニ繰入ノタメ歳入ヲ下戻シ又

ハ経費ノ支出ヲ爲サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第百六十九條、縣金收入又ハ歳入歳出ニ振替ヲ要スル支拂通知(第一四号)ヲ受ケタルトキハ振替受拂ノ手続ヲ爲シ支拂ニ係ル支拂通知領收証書(第三六号)及收入ニ係ル領收濟通知書(第三八号)又ハ歳入歳出外現

金、寄託金領收濟通知書(第三九号)ヲ出納長又ハ縣出納員ニ送付スベシ

第一百六十九條ノ二 縣金庫、地方職員共濟組合鳥取縣支拂部長(教職員ニアリテハ教職員共濟組合鳥取縣支部長)ヘ拂込ヲ要スル送金拂拂通知領收証書(第三八号ノ二)

ニ拂込ノ手続ヲ爲シ支拂ニ係ル支拂通知領收証書(第三六号)及共濟組合拂金拂拂通知領收証書(第三八号ノ二)

ヲ出納長又ハ縣出納員ニ送付スベシ

昭和二十三年十二月二十八日 島取縣知事 西 尾 愛 治

原	何年度	一般(特) 別)会計	歲出	(款)
一金	昭和 年 月 日	庫	金	庫

(用紙縦百七十九ミリメートル横百二十七ミリメートルノモノ一枚接続)
共濟組合拂金拂拂通知書

◇鳥取縣訓令甲第二十八号
訓
令
出 納 長
但シ支拂通知第 号地方職員 共濟組合拂金
右拂込濟に付通知致します
昭和 年 月 日
出納長(縣出納員) 職氏 名宛
鳥取縣何々金庫 団

◇鳥取縣訓令甲第二十八号
訓
令
出 納 長
但シ支拂通知第 号地方職員 共濟組合拂金
右拂込濟に付通知致します
昭和 年 月 日
出納長(縣出納員) 職氏 名宛
鳥取縣何々金庫 団

何年度	一般(特) 別)会計	歲出	(款)
一金	昭和 年 月 日	庫	金

但シ支拂通知第 号地方職員 共濟組合拂金
右拂込濟に付通知致します
昭和 年 月 日
出納長(縣出納員) 職氏 名宛
鳥取縣何々金庫 团

◇鳥取縣告示第六百六十九号
木材業者及び製材業者登録規則第四條の規定に基き次の
よう登録をした。

昭和二十三年十二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住 所	姓 名	業 種	登録番号	登録年	營業所工場の位置
日野郡奈川村保野池の 片岡雅信	木材業	木 材	鳥取縣23受林	昭和二十一年十二月十八日	同上四六六三
内四五八番地	製材業	材 種	第四〇八八号	同	同
同	一般製材	登録番号	同四〇九一號	同	同
米子市立町三丁目二三 合資会社 小西商店	木材業	登録年	同六四〇九号	同	住所に同じ
鳥取市吉方町二六一 合資会社 小西商店	木材業	同	同四〇九一號	同	同
同	一般製材	同	同四〇八九号	同	同
八頭郡智頭町智頭一六〇 友木材株式会社	木材業	同	同四〇九三号	同	同
○ノ一三 同	一般製材	同	同	同	同

昭和二年三月鳥取縣訓令甲第十五号鳥取縣會計規則に定める書類及帳簿の様式の一部を次のやうに改正し昭和二十四年一月一日からこれを施行する。
昭和二十三年十二月二十八日 島取縣知事 西 尾 愛 治

第三十八号様式ノ二
島取縣知事 西 尾 愛 治

縣 出 納 員
庫

金

庫

縣

出

納

員

庫

同

八頭郡隼村郡家二八三 同

北村義春 同

木材業 同

同四〇九四号 同

同

東伯郡小鴨村中河原五〇 同

追補小鴨村森林組合 責任

製材業 一般製材

一真作業 同四〇九六号 同

同上大宮字馬場三

八ノ二 同

鳥取木材工業振興会 會長

一般製材 同四〇九九号 同

同四〇九五号 同

五ノ一

鳥取市川端三丁目四五 同

同

木材業 同

同四一〇〇号 同

五十五二ノ二外二五

岡山縣苦田郡上加茂村山 光林材合資会社 同

同

木材業 同

同四一〇一號 同

八頭郡智頭町智頭

下至一三 同

大阪市北区梅田町三 川上 良 同

同

同四一五〇号 同

八頭郡智頭町芦津

鳥取市今町一丁目一〇〇 大黒木材株式会社 同

同

製材業 一般製材

同四一五一號 同

同四一四四号 同

同

同

西日本坑木株式会社 鳥取支店 同

木材業 同

同四一〇一號 同

同四一五〇号 同

同

◆鳥取縣告示第六百七十号 同

本府、八頭地方事務所管内において縣稅検査章並びに縣稅滞納者財產差押証票を次のように交付した。

昭和二十三年十二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

五

同吉方二九七ノ一 西日本坑木株式会社 鳥取支店 同

同

製材業 一般製材

同四一五一號 同

同

同

大黒木材株式会社 鳥取支店 同

木材業 同

同四一四四号 同

同

同

同 分 番号 交付年月日 所屬行名 職名 氏名

縣稅檢查章 一〇八 昭和二十三年十二月二十三日 縣 行 鳥取縣事務吏員 林 富造

同 五六 同 二十二日 八頭地方事務所 同 岸本 埼

同 一二四 同 同 同 安養寺 信義

財產差押証票 一〇八 同 二十三日 縣 行 同 林 富造

同 五七 同 二十二日 八頭地方事務所 同 岸本 富造

同 一二四 同 同 同 安養寺 信義

◆鳥取縣告示第六百七十一号
官需用、礦工業用及び農林漁業用に対する第三、四半期分の木炭（瓦斯用木炭を除く。）又は薪の配給割当をしたるの住所及び氏名並びに割当数量を次のように公表する。

昭和二十三年十二月二十八日

一、官需用
住 所 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
姓 木炭 旺 普通薪
名 旺 層積石
普普通薪鳥取市寺町一〇二 農林省 五〇 一
鳥取木炭事務所 五〇 四東伯郡倉吉町銀治町 廣吉園司 八二五 旺 層積石
同 松田式金鐵製作所 八二五 一
岩美郡津ノ井村桂木 鳥取瓦工業協同組合 一三、〇〇〇
東伯郡上井町上井 橋津產業株式会社 一二〇 一
鳥取市上魚町三九 鳥取水道工業株式 一二〇 四

東伯郡小鴨村福定 松本工業所松本英利 四五〇

三、農林漁業用

住 所 氏 名 木炭 罂 普通薪
西伯郡弓浜村弓 汪甘譜飴工業協同 一 三〇〇

組合

昭和二十三年十二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00586

◆鳥取縣告示第六百七十二号

第三・四半期における世帯向け並びに世帯以外向け新炭の購入割当証明書を発給したものの住所及び氏名並びに割当数量を次のように公表する。

住 所 氏 名 木 刷 瓦 斯 用 新
卸売業者 木炭 罂 普通薪
西伯郡弓浜村弓 汪甘譜飴工業協同 一 三〇〇

組合

昭和二十三年十二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

発給 登録 番号 住 所 氏 名 木 刷 瓦 斯 用 新
8 1 鳥取市二階町二丁目二五番地 鳥取縣燃料卸売商業協同組合 一 一、八五〇

9 2 同 東品治町一九番ノ五地 鳥取縣購買農業協同組合連合会 一 一、八五〇

10 3 米子市角盤町四丁目六番地 鳥取縣新炭卸賣株式會社 三二三、一五五 一一〇、〇〇〇

11 4 同 三五番地 星光商事株式會社米子事務所 二、四〇〇

12 小 売 店 舗 二、四〇〇 玉川爲之助

13 三 鳥取市東町一四七ノ六 山川爲之助 二、四〇〇 玉川爲之助

14 六五 岩美郡網代村一七八ノ五八 網代村農業協同組合長板倉重市 一〇、二〇〇

15 九一 八頭郡智頭町大呂 中西 利治 一一、〇七〇

16 一二 氣高郡浜村町勝見六六〇ノ二 吉井 定雄 八、七九〇

17 一二三 岡谷町青谷三九七六 青谷町農業協同組合長保木本徳太郎 八、五八〇

◆鳥取縣告示第六百七十三号

昭和二十三年十月鳥取縣告示第五百十二号(美容店の等級指定の件)の中次のように改める。

昭和二十三年十二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一の普通地区特級店に次の者を加える。

茨木 こうた

西川富士枝

西崎 静枝

大沢 勝子

野崎志津枝

江本 まつ

牧浦 かめ

鎌谷 しづ

河上 宗子

勝部 鮎子

湯原あや子

同 吉方町二区

同 同 川端一丁目

同 同 川端一丁目

同 同 片原三丁目

同 同 東品治町

同 同 東品治町

灘町二丁目

同 万能町

同 東町

同 錦町三丁目

同 東町五

同 紺屋町三八

同 新町

同 東町

同 大正町

同 越中町

同 福吉町

同 東岩倉町

同 堺町

同 越中町

同 新町

同 住吉町

同 住吉町

同 明治町

同 濱崎町

同 奥田 文子

同 西仲町

同 大谷ヤス子

直江しま子

日笠 久子

藤谷イツ子

生田 年子

近堂 文子

前田 かつ

谷口はるの

浜本 きの

河内手代子

中村 幸子

安本 麻子

矢田 君子

吉田とし子

小坂 すが

村山 清子

奥田 文子

大谷ヤス子

二の普通地区普通店を次のように改める。

鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町の中一以外の店及びその他の町村

00588

◆鳥取縣告示第六百七十四号

地方自治法第七十四條第二項の規定により鳥取縣條例の制定を請求した代表者の住所氏名及び請求の要旨は次のとおりである。

昭和二十三年十二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、住所氏名 鳥取縣東伯郡上北條村大字中江四番屋敷

門 田 定 蔵

二、請求の要旨

1. 仰く農民は供出、納稅その他過重なる義務を国

の名に於て強制されている。然るに農業生産費の調査等仰く農民の負担を適正化するため当然必要な

調査については國及び縣に於てみるべき措置は何等講ぜられていない。

00589

に關する法律施行令(昭和二十三年七月政令第一九一號)

第九條の規定により同第四條、第六條及び第八條第一項から第三項までに規定する管理者の権限を同學校長に委任した。

昭和二十三年十二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣 達

◆鳥取縣達第二百三號

東伯郡

倉吉町
西郷村長 上井町長

長瀬村長 小鴨村長 上小鴨村長

矢送村長 南谷村長 北谷村長

高城村長 社村長 下北條村長

中北條村長 上北條村長 浅津村長

橋津村長 舎人村長 松崎組合村長

花見村長 灘手村長 大誠村長

由良町長

昭和二十三年度負担額

金九拾五万六千八百式拾式円 倉吉町

金拾万六千式百六拾七円 上井町

金拾万式四百七拾七円 長瀬村

金拾四万式千六百七拾七円 小鴨村

金八万八千九百七拾四 上小鴨村

金參万五千參百五拾式円 南谷村

金六万七千五百四拾八円 北谷村

◆鳥教委告示第八号

鳥取縣立米子第一高等学校につき選舉運動等の臨時特例

回常任執行委員会の議決を代表し、ここに農業生産

費調査委員会條例の制定を要求する。

鳥教委告示

- 鳥取縣當局は農業の經營費に關する極めて消極的諸調査を行いつゝあるが、これは概ね官僚獨善の成し、農業の再生産を維持し農民負担の適正化を案現せんと要望する縣下農民大衆の意向は完全に無視されている。
- こゝに於て明確なる縣條例のもと、農業生産費調査委員会を設置、縣及び各農業關係機關を總動員して、農政民主化に貢献すべきである。
- 以上の理由に基き、日本農民組合鳥取縣連合會第三回常任執行委員会の議決を代表し、ここに農業生産費調査委員会條例の制定を要求する。

00590

金拾九万式千五百四拾參円
金參万參千六百六拾九円
金六万七千八百六拾六円
金六万四千七百八拾七円
金式万參千七百四拾七円
金四千式百九円
金參千五百七拾七円
金老万四千參百九円
金八千六百式拾八円
金老万七千七百八拾四円
金式万五千四拾七円
金八千八百參拾八円
金八千八百參拾八円
金參千五百七拾七円

中北條村
上北條村
淺津村
舍人村
東郷松崎組合村
花見村
濱手村
大誠村
由良町
昭和二十三年十二月七日附鳥取縣公報第十九百六十七号
中次のよう正誤する。

正	誤	正	誤	正	誤	正	誤	正	誤
縣告示番号	頁	段	行數	縣	條項	第四條	新証書	新証明書	誤
第六百六号	四	上	八	えりやな類	三	第二號式(イ)	昭和年月から	昭和年月まで	昭和年月カラマデ
				七	第六號式(イ)	公務員又は公務員	これら規定	これら規定	
						公務員、公務員			

昭和二十三年十二月二十八日印
昭和二十三年十二月二十八日發行

鳥取縣公報

昭和二十三年十一月三十日(火)第十九百六十一号

五号)正誤表

第六百六号 四 上 八 えりやな類 しいら築類